

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 新川 麻
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和6年7月16日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社KOKUSAI ELECTRIC
証券コード	6525
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所プライム市場

【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(その他(リミテッド・パートナーシップ))
氏名又は名称	ケイケイアール・エイチケーイー・インベストメント・エルピー (KKR HKE Investment L.P.)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1104、グランドケイマン、ユグランド・ハウス、 私書箱第309、メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気 付 (Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 弁護士 飯永 大地
電話番号	03-6250-6200

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	令和6年6月24日
訂正箇所	第2 提出者に関する事項 1 提出者(大量保有者)/1 (6)当該株券等に関する担保契約等重要な契約

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

・提出者は、2024年6月24日付で、Deutsche Bank AG, Singapore Branchとの間で、提出者が保有する発行者の株式の一部又は全部に質権を設定する旨の株式担保契約を締結し、Deutsche Bank AG, Singapore Branchに対して、提出者が保有する発行者の普通株式30,141,600株に質権を設定しております。なお、提出者は、2024年6月24日付で、KKR CAPITAL MARKETS ASIA II LIMITED、Deutsche Bank AG, London Branch、JPMorgan Chase Bank, N.A., London Branch、Nomura Singapore Limited、SMBC Nikko Securities Inc.、Deutsche Bank AG, Hong Kong Branch及びDeutsche Bank AG, Singapore Branchとの間でローン契約を締結しているところ、一定の日において、借入金残高から現金担保残高(現金担保口座に入金されている現金残高)を控除した金額が担保株式の価値に占める割合(以下、「基準割合」といいます。)が、予め定められた基準値を上回った場合等には、上記株式担保契約に基づき質権の設定対象となる提出者が保有する発行者の普通株式数が増加する可能性があります。一方で、基準割合が当該一定の基準を下回った場合等には、質権の設定対象となる提出者が保有する発行者の普通株式数は減少する可能性があります。

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

・提出者は、2024年6月24日付で、Deutsche Bank AG, Singapore Branchとの間で、提出者が保有する発行者の株式の一部又は全部に質権を設定する旨の株式担保契約を締結し、Deutsche Bank AG, Singapore Branchに対して、提出者が保有する発行者の普通株式30,141,600株に質権を設定しております。なお、提出者は、2024年6月21日付で、KKR CAPITAL MARKETS ASIA II LIMITED、Deutsche Bank AG, London Branch、JPMorgan Chase Bank, N.A., London Branch、Nomura Singapore Limited、SMBC Nikko Securities Inc.、Deutsche Bank AG, Hong Kong Branch及びDeutsche Bank AG, Singapore Branchとの間でローン契約を締結しているところ、一定の日において、借入金残高から現金担保残高(現金担保口座に入金されている現金残高)を控除した金額が担保株式の価値に占める割合(以下、「基準割合」といいます。)が、予め定められた基準値を上回った場合等には、上記株式担保契約に基づき質権の設定対象となる提出者が保有する発行者の普通株式数が増加する可能性があります。一方で、基準割合が予め定められた基準値を下回った場合等には、質権の設定対象となる提出者が保有する発行者の普通株式数は減少する可能性があります。